

平成30年8月31日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

1. ガス機器・石油機器に関する事故
該当案件なし
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故 5件
(うち玩具(ベビージム)1件、扇風機1件、
リチウム電池内蔵充電器1件、エアコン(室外機)1件、
ハードディスク(パソコン周辺機器)1件)
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故 2件
(うち電動アシスト自転車1件、
光回線終端装置(パソコン周辺機器)1件)
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、製品事故調査判定合同会議(※)において、審議を予定している案件
該当案件なし

1. ~ 4. の詳細は別紙のとおりです。

※正式名称は「消費者安全調査委員会製品事故情報専門調査会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議」という。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。

(管理番号：A201700112を除く。)

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課(製品事故情報担当)

担当：柳川、牧野

電話：03-3507-9204(直通)

FAX：03-3507-9290

■消費生活用製品の重大製品事故一覧

別 紙

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)

該当案件なし

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201700112	平成29年3月31日	平成29年5月29日	玩具(ベビージム)	CCB70	マテル・インターナショナル株式会社 (輸入事業者)	重傷1名	幼児(1歳)が当該製品につかまり立ちしていたところ、当該製品の穴に右腕が挟まり、負傷した。 調査の結果、当該製品は、ベース内部にボールを通過させる穴が設けられており、当該部位に幼児の前腕が挟まることを防止するための安全対策が施されていた。しかし、幼児の手が穴の奥に入る構造であったため、幼児が穴に腕を入れた際に抜けなくなり、事故に至ったものと考えられるが、幼児が当該製品で遊んでいるときに保護者が目を離したことも事故発生に影響したものと推定される。	東京都	平成29年6月2日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの
A201800310	平成30年8月14日	平成30年8月27日	扇風機	DS450K	株式会社ナカトミ (輸入事業者)	火災	工場で当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	滋賀県	
A201800312	平成30年8月8日	平成30年8月27日	リチウム電池内蔵充電器	ESAMB10000GY	株式会社イーサプライズ (輸入事業者)	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	新潟県	平成30年8月23日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A201800314	平成30年7月30日	平成30年8月28日	エアコン(室外機)	CO-S226	株式会社コロナ	火災	当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	千葉県	製造から10年以上経過した製品 平成30年8月9日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは平成30年8月20日
A201800315	平成30年8月12日	平成30年8月29日	ハードディスク(パソコン周辺機器)	LCH-2D2TQS	エレコム株式会社 (輸入事業者)	火災	当該製品を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	宮城県	

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生日都道府県	備考
A201800311	平成30年8月7日	平成30年8月27日	電動アシスト自転車	重傷1名	当該製品をこぎ始めたところ、ブレーキが解除されず、転倒し、負傷した。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	東京都	
A201800313	平成30年7月29日	平成30年8月28日	光回線終端装置(パソコン周辺機器)	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品から出火したのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	埼玉県	平成30年8月9日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは平成30年8月16日

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、製品事故調査判定合同会議において審議を予定している案件
該当案件なし

玩具（ベビージム）（管理番号:A201700112）



扇風機（管理番号:A201800310）



リチウム電池内蔵充電器（管理番号:A201800312）



エアコン（室外機）（管理番号:A201800314）



ハードディスク（パソコン周辺機器）（管理番号:A201800315）

